D ・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

――「アメリカニズム」と「アメリカの夢」の経済史的解釈―

高 橋 和

男

序――「アメリカ体制」をどう捉えるか

三 高率保護関税政策批判の展開 二 関税改革の経済的背景

四「アメリカ体制」と保護関税

関税改革の思想史的意味と限界

序――「アメリカ体制」をどう捉えるか

南北戦争のほとぼりもさめぬ一八六九年の年明け早々に、歳入特別委員デヴィド・A・ウェルズが財務長官マカロ

率保護関税政策批判は、それまで関税政策に関しては一枚岩の結束を保っていたかにみえた与党共和党をにわかに二 ックを通じて議会に提出した『一八六八年度歳入特別委員報告書』において行なった、モリル関税法を嚆矢とする高

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

-つ 七

ر بر

分するような反響をひきおこした。

はH・C・ケアリーの唱えた「アメリカ体制」が漸くここに実現されたと理解されている。(1) 主義」のアメリカ的バイアスを含む独自の表現にほかならない。 は、これらの一連の法律制定、 同時代人の言葉を使えば「ニューディール」政策のシンポルでもあった。従来わが国のアメリカ経済史研究において 南北戦争中に確立された高率保護関税政策は、やはりこの間に制定された自営農地法、 自立的な国民経済の育成、保護を推進する経済思想を包括的にいい表わしたもので、いわゆる「固有の重商 アメリカの国民的統一化を急速に押し進める梃子であるばかりか、この過程を推進した北部連邦政府の、 制度の確立を通じて、建国以来ハミルトン、クレイ、 リスト 法貨法、国法銀行制度など らが、そしてこの当時に 「アメリカ体制」という

重商主義」は「経済的自由主義」にその座を明けわたすというのが筆者の理解である。 (2) 度を中心的な政策として掲げるものである。産業革命が完了して資本の本源的蓄積の過程が閉じられると、 ー時代から産業革命が終るまでの時期の経済政策の思想的基礎をなしていて、国内産業の多様化を図るための保護制 名誉革命以降のイギリス資本主義の発達史において典型的みられるこの「固有の重商主義」は、マニュファクチャ 一固有の

が急速に発展する一八七○年から八○年代に求めるならば(一八九○年代にアメリカは漸く鉄鋼の大手輸出国の仲間入りを いはずである。このように見るならば、 しているが、いずれにせよ、それが産業資本確立までの過渡期の政策体系であると限定して解釈する分には異論はな 固有の重商主義」の担い手をどう考えるか、そしてその終期をどこで切るかという大きな問題があることは承知 であって、最終到達点と考えるわけにはいかない。仮にアメリカ産業資本の確立の時期を、鉄鋼業の生産力 南北戦争を通じて確立されたとされる「アメリカ体制」もまた当然過渡的な

する)、「アメリカ体制」はほぼこの頃までには遅くともその任務を果し終えていたと想定される。

税は新ホイッグ(南北戦争後の共和党内主流を指す――引用者注)のイデオロギーの中心から周辺に移り、 思想史家ルイス・ハーツは、南北戦争後のアメリカの経済思想・政策のこの大転換を次のように語っている。 強力な中 関

ケアリーにとってかわり、第一次選挙法改正時代のイギリス経済学者達がほぼ半世紀遅れて合衆国にやって来た。」 央集権国家のかわりに『自由放任』思想がいまや金科玉条とされはじめた。ウィリアム・G・サムナーがヘンリー・

たしかに「長い目で見れば」このハーツの鳥瞰図は正鵠をえていると思われる。

連動させつつ関税改革を求め、経済政策の基本路線の一八○度の方向転換を求めたところに意義がある。そこにはハ らでたものではなくて、「アメリカ体制」派とは異なる戦後の国民経済についての現状認識にもとづき、 政状態によって左右されるという面もなくはない。だが、ウェルズの高率関税政策批判はそうした財政的配慮だけか ぎるであろうか。アメリカの関税率の改訂は、もちろんタウシッグがつとに指摘しているように、大筋では時々の財 コブデン゠ブライトのアメリカ上陸を告げたのが、ウェルズの「アメリカ体制」批判であった、 といえば誇張が過

仰 摘するように「自由放任」時代の主人公は「経済的民主主義」の頂点に立ち、なおかつその機会平等主義 いかしながら、ウェルズの個人主義的な自由主義の思想と新時代の主潮との間には大きな溝があった。ハーツが指 ――に決して低触しない法人企業であったからである。従って、アメリカの場合には、「アメリカ体制」(保護主義) -機会信

ーツのいう自由放任思想の時代の到来ともいうべき息吹が感じられるのである。

から「自由放任」への転換は、イギリスの場合のように個人主義的な自由主義がそれによって登場するのではなく、 「法人個人主義」 (ハーツ) と呼ぶべきものが登場することによって、奇妙なことに前後の連続性という面を際立た

終息してしまい、以後二度と再起しえなかったというのも、ウェルズのこの非アメリカ的な信条(イギリス的個人主 せているのである。ウェルズを理論的指導者とする関税改革運動が結局、党内の政治抗争と一八七三年恐慌の煽りで(4)

義)と無縁ではない。 以上が本稿の背景説明にあたる。小稿はウェルズの経済思想そのものを思想史的に描くものでも、また再建期前半

ってアメリカの経済状態について最も知悉していた」明敏なエコノミストによって説かれた典型的な関税改革論(5) (一八六五年から一八七三年恐慌まで)の財政史を詳述するものでも必ずしもない。この当時「政府の役人の中にあ

――の政治的・経済的な背景に光をあてて、再建期前半の高率関税をめぐる問題の所在を明らかに

自由貿易論の系論

と、さしあたりこれらが小稿の課題である。この課題の追求を通して、再建期の自由貿易主義運動の意義と限界につ すること、そして、これによっていわゆる「保護関税」のアメリカにおける固有の機能、意味について 解明 する こ

は異なる視角からの解釈を提出してみたい、とひそかに考えている。 いて多少なりとも明らかにしつつ、「アメリカ体制」もしくは連邦政府による産業保護主義の意義について、従来と

(2) この「固有の重商主義」は小林昇教授によって厳密に内容規定されているが、ここではこの術語を比喩的に使用している (1) 宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』御茶の水書房 一九七一年。同「ペンシルヴェニア保護主義の経済的基盤」 科学研究』第二四巻第三号 一九七三年。 『社会

(Φ) Louis Hartz, Government-Business Relations, in David T. Gilchrist and W. David Lewis ed., Economic *in the Civil War Era*, Delaware, 1965, p. 88; L・ハーツ『アメリカ自由主義の伝統』(有賀貞・松平光央共訳 有信堂 Change

ことを断わっておきたい。

(4) この点に関してはハーツよりもむしろライブリの著名な書評論文「アメリカ体制」における指摘と示唆に依拠した解釈を 一九六三年)、第八章、とくに一六〇、一六四―五頁。

業振興政策が維持されたことを強調している。 示している。ライブリは南北戦争後も戦前と同じ「政府が金を出し、 Robert A. Lively, American System: A Review Article, Business 私企業がもうけを手にいれる」という型の連邦政府の産

(ω) Edward C. Kirkland, Industry Comes of Age: Business, Labor, and Public Policy 1860—1897, New York, 1961.

History Review, XXIX, March, 1955, p. 93

一 関税改革の経済的背景

置目的は内戦遂行に必要な財源を確保することにあったが、間もなく停戦になったので、疲弊した産業と国民生活を (民主党員)は新設の合衆国歳入委員会の委員にデヴィド・A・ウェルズ当時三七歳を登用した。 委員会 の 当初の設 南北戦争(一八六一年四月-一八六五年四月)末期の一八六五年三月に、共和党リンカーン政府の財務長官マカロック

代表する共和党員のS・コルウェル(H・C・ケアリーの忠実な弟子)に決った。委員会の議長を務めるウェルズは 建て直すために種々の戦時課税を軽減し再調整することに変った。マカロックとウェルズとで他の二人の委員の人選 ニューイングランド出身の共和党員で、商業利害を代表し、コルウェル同様ケアリーを師として仰ぐ高率保護関税政 をして、一人は西部の農業利害を代表する民主党員S・S・ヘイズに、もう一人はペンシルヴェニアの製造業利害を

この歳入委員会は翌年の一八六六年七月に一本の一般報告書と一三本の特別報告書を財務長官に提出して廃止され

策の支持者であった。(1)

の調査・報告・法案作成の仕事に従事することになった。歳入特別委員としてウェルズは四年間に四本の報告書を財(2) たが、ウェルズだけは改めて歳入特別委員に任命され、一八七〇年六月の任期までひき続き連邦財政建て直しのため

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

なった。とくに一八六八年度の報告書では、共和党内でタブー視されていた関税問題を戦後はじめて 正面(3) 務長官を通じて議会に提出している。これらの調査報告書は公表される度にいずれもその徹底さと緻密さとで評判に

件である。 言葉を借りていえば、当時は「関税改革を提唱してアメリカ体制を批判しようものなら、誰であろうとたちまち怪し でさえも「裏切り者」呼ばわりしたほどである。ウェルズに関するほとんど唯一の研究文献を著したファールガーの て、政府の高率保護関税政策を公然と批判し、 ・グリーリイが「イギリスの金貨でもって買収された」とウェルズを中傷しただけでなく、ウェルズの旧師ケアリー 一八六九年劈頭にこの報告書が公表されると、ニューヨーク『トリビューン』の主幹で保護主義の最大の宣伝家H 「アメリカ体制」派を驚愕させた。 「ウェルズの変節」と呼ばれる事

の憤慨と困惑が過ぎ去ってからは、当時もその後も彼の非のうちどころない真摯さと廉潔さとを疑う者はひとりもい いる。ウェルズの仕事をあまり高く買わない「保護関税の擁護者」(ファールガーの言葉)スタンウッドですら、「最初(5) 績は彼のすぐ次の世代でそれぞれ関税問題、財政問題の碩学であるタウシッグ、セリグマンによって高く評価されて まれ、非難された」くらいだから無理もない。にもかかわらず、四本の報告書において示されたウェルズの能力と業(4)

なかった」と記している。 の理由がいろいろと推理されている。オハイオ選出の国会議員で後に第二十代大統領に就任したJ・A・ガーフィー 保護主義者から関税改革論者もしくは当時の文脈では自由貿易主義者への転向についてはファールガーによってそ

主催の招待晩饗会に出席)、 ウェルズがその誕生に一役買ったグラント政権の財務長官のポストに就けなかったこと、 ルド(ウェルズより一年早くコブデン・クラブに入会)の影響、一八六七年のヨーロッパ旅行(ロンドンでコブデン・クラブ

ない。 には彼が経済の実態調査に従事したことであった」というファールガーの説を受け入れざるをえない。(マク ガ が戦後の経済再建についてのいかなる認識、 などの状況証拠はいずれもウェルズの「改宗」の有力な機縁とはなりえたであろうが、結局真相の解明にはつながら ?ーの研究に拠ってまづ明らかにしてみたいと思う。 そこで本節では以下この仮定にたって、一八六八年度並びに六九年度『歳入特別委員報告書』において、 筆者もいまのところは、これらの要因をあくまでも重視しつつも、「ウェルズの考え方の変化の原因は根本的 あるいは意図から高率保護関税政策の批判に踏み切ったのか、 * ウェ フ ァ ĺ ル

ズ ル

者の実質賃金の低下と住宅事情の悪化、を指摘する。(9) に 移民数の増加、 極の原因を考察する、となっている。具体的に述べると、Hでは一方で南北戦争後のアメリカ経済の発展、たとえば っかり思いこんでいる」といわんばかりの口振りだが、ウェルズの真意が「富の公平な分配を妨げているさまざまな ○○一、経済の明・暗両面の実態把握、□、経済の鶶部の剔出を承けてその直接の原因を指摘し、 経済の発展に伴なって現われた「不健康な要素」、たとえば成長率の鈍化、産業活動の沈滞、 鉄道・電信線の敷設距離数の増加、国民総生産の絶対的増加、 スタンウッドは、「ウェルズはこの国が健康な状態にあるとす 歳入状態の改善などを挙げつつ、 投機の横行、 三、さらにその究 同時

方法と表明された見解は最後の報告書でも変らない」と判定する。各報告書はいずれも次のような構成に なっ て い(*8)

『歳入特別委員報告書』を通読してファールガーは、「細かな点は別として、最初の報告書で用いられた

四年間の

D Α ・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

卸売・小売の両物価水準の高騰とその結果としての商品生産と労働力再生産の費用の増大を挙げている。

要因」を摘出することにある、というファールガーの理解は正当である。口の産業活動の停滞の直接の原因として、(5)

えられている。次にこれら三点についてのウェルズの見解をやや詳しく敷衍しよう。 (3)労働力とくに熟練労働力の不足、以上である。そのうち(1)が最大の原因で、 ②がこれに次ぐ重要な原因と考

闫の究極的原因は三つにしぼられる。⑴種々の内国税 Internal Taxes の課税、⑵不換紙幣 (グリーンバックス)の

き起こした、ともいえるからである。しかしそうはいっても、熟練労働力がアメリカで絶対的に不足している事実は 者」が相当いる。 労働力不足の問題はアメリカにとって所与の条件とばかりはいいきれない。ウェルズにい 南北戦争中の通貨膨張が生み出したブームと投機の横行が労働者の勤労意欲の喪失と就業放棄をひ わ せれ ば 「自発的失業

農業労働者のいずれかだから、結局、労働節約的機械の発明と使用に頼らざるをえない、と結論する(念のためにいい)のであります。 (13) えば、この認識は後出の保護主義者の利害と真向うから対立する)。 否定できない。そこで短期的には移民促進に頼る以外に手はないけれども、その移民にしても大半は不熟練労働者か

段としての貨幣の流通量が商品の価格 有数のエコノミストでニューイングランド出身)らと同様に金単本位制主義の立場からのものである。(3) (物価) を決めるわけではない。ただしこのことは通貨が「真の貨幣」(金貨 本来、流通手

不換紙幣の流通に対するウェルズの批判は、S・ニューカム、E・アトキンソン、

A・ウォーカー (いずれも当時

を指す)によってはじめて通用する不換紙幣が大量に発行されているためである、とウェルズは説くな 名目的な騰貴は、 もしくは銀貨)あるいはそれと交換可能な等価物からなっている場合にのみいえることである。従って、 兌換停止下において、商品流通の媒介に必要な量を超えて、「法の強制」(一八六二年成立の法貨法、、、、、、、、、 現在の物価

害を取り除く手っ取り早い手段であると主張する。通貨収縮がなぜ手っ取り早い救済手段となりうるのか。(5) こうしてウェルズはマカロックとともに、余計な策を用いずとも単刀直入に収縮こそがインフレーションに伴う弊 これは期

の通貨問題を正面から論じるつもりはないので、この問題を縦横に論じたシャーキーの研究成果から結論的なことを せずしてウェルズの国民経済観のある種の偏向を明らかにしないではおかない性質の問題である。小稿では戦中戦後

、二とりあえず指摘しておこう。

西部では平均約六ドルにしかならないのに、北東部のそれは約三三ドルと五倍以上にもなる。口、そのうえ北東部で んだ国法銀行券の約六割を北東部が独占したこと。このため、一人当り通貨量でみると、ペンシルヴェニアを含む中 ングランドとニュー それによると、 マカロックの通貨収縮政策を批判してケアリーが真のインフレーションは北東部、つまりニューイ ョーク、にしかみられないというのは、二つの理由から正しい。〇、一八六六年までに割当の済

北東部の局地的現象であることが頷けよう。とすれば、南北戦争中に発行された政府債を減価したグリーンバック幣、、、、、、、 あり (第四節を参照)、 は信用制度、ことに小切手使用が「完成の域にまで発達していた」ことから、そこでは通貨の使用を節約する傾向が それがインフレ圧力となっていたこと、以上である。ウェルズのいうインフレーションが実は(タエ)

薦めるウェルズの姿勢は北東部寄りであるといえる。 でもって購入した北東部の公債所有者が、通貨収縮⇔正貨兌換再開を急ぐ理由も自ずと明らかである。(28) 内国税の課税は「金持がますます富み、貧乏人がますます貧しくなる」究極かつ最大の原因である。これが産業と 通貨収縮策を

戦闘突入と同時に北部連邦政府は戦費調達に迫られたが、そうした「財政の要請に応えたくとも政府には貨幣も信

国民生活をいかに圧迫していたかを理解するには、内戦勃発以来の金融財政史を追う必要がある。

用もなく、また課税によって貨幣を集める適当な制度も存在しなかった。」そこで政府は印連邦公債 の 発行(一八六

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

限って要求払い財務省証券の発行に踏み切った。以上が「財務省と〔州法〕銀行が正貨兌換を停止する」一八六一年(8) 万ドル、次いで一億五千万ドルを追加借入れ)、でもって急場をしのごうとしたがそれでも不足で、 (3)六千万ドルに ○年までの累積発行額六四○○万ドルは六二年七月一日には五億ドル以上にまで増加)と、⑵銀行借入れ (当初五千

末にいたるまでの経過である

あ る。22 てはいたが、包括的な内国歳入制度 Internal Revenue System が設けられたのは一八六二年七月の法律によってで 部諸州に割当てる)と所得税(年間個人所得八百ドルを超える分に対する三パーセントの課税)が一足早く定められ る法貨の発行と、⑤問題の連邦政府による課税である。すでに前年六一年八月の法律で直接税(年間二千万ドルを北(ミロ) この内国直接課税制度のモットーは「商品、 生産物、営業、職業、 あるいは所得源、なんでもいいから手当り

次いでとられた措置が、⑷一八六二年の法貨法にもとづく一億五千万ドルにのぼるグリーンバックスをはじめとす

消費税、所得税及びその他すべての内国税を合わせても四二〇〇万ドル以下」という状態であったからである。(5) ば、それを制度化した議会の無分別ばかりを責めるわけにはいかない。同じ年の「すべての財源からの歳入総額は、 この制度がわれわれの眼にはいかに馬鹿げていても、内戦二年目の歳出が月々約六千万ドルにも達した事態を考えれるの制度がわれわれの眼にはいかに馬鹿げていても、内戦二年目の歳出が月々約六千万ドルにも達した事態を考えれ 文明史にかつて記録された類似の制度の中に、おそらくこれに比肩するものはひとつもない」という代物であった。 次第課税しろ」というもので、ウェルズにいわせれば、制度そのものが「その徹底的なことと特異なことで、合衆国

る時代は過ぎた。 いる種々の課税を極力整理し、 ウェルズがマカロックに請われて歳入委員会委員に就任した当初の課題は、戦後産業と国民生活への重圧となって | 今後歳出はもっぱら課税によって賄なわれねばならない」というマカロックに宛てた手紙の文面に 軽減することであった。 財政運営に関する彼の均衡財政的な考え方は、 「国が借金す

であり、そして第二に、消費者の立場にある大多数の国民のために、彼らが同時に富の生産者でもあるのかどうかと 態度は積極的に評価されてよい。内国税改革にあたって彼はこう所信を述べている。「最高の経済的見地からいって きである、というのが彼の立てた原則である。ウェルズが政府部内に根強くあった公債の即時償還要求をはねのけた(タヒ) よく示されている。財政再建のためには歳出を削減し、歳入制度を整備することが先決で、公債償還は後回しにすべ(26) から不必要な負担をできるだけ取り除き産業がその原材料を最小の費用で得られるようにすることに向けられるべき 国民の大多数の感情からいっても、税の撤廃ないし軽減の方が得策である。……しかもこの軽減は第一に、産業

品の各段階で生産物に種々の税が課税されるので、各段階での担税分がそのまま生産費に組み込まれてしまう。加え(3) て製造業者の場合には、営業許可税、所得税が毎年課税される。その結果、製品価格は、輸入関税を支払って国内市 ウェルズは内国課税制度の致命的欠陥が税の重複課税にあることをいち早く見抜いていた。原材料、半製品、(2) 完成

いう点は別にして、生計費の引き下げに向けられるべきである。」(28)

場に入ってくる外国商品よりも高く吊り上げられる。たとえば、輸入ロープに賦課される関税がトン当り五六ドルの とき、国内で生産されたマニラ麻製ロープにはトン当り四八ドルから七三ドルもの内国税が課税れさるというケース

での貢献に負っているといわれている。一八六六年以降種々雑多な内国税の撤廃あるいは軽減を図る措置が毎年立法(%) もでてくる。この種の重複課税制度の是正にウェルズは全力を傾注したのであり、元来彼の名声はこの税制改革の面

化され、一八七二年までに目覚しい成果を挙げることになる。 八六八年一月七日に議会に提出した『一八六七年度歳入特別委員報告書』でウェルズは、 一歳入並びに国内産業

と現行関税との関係を議論するつもりでいた」とわざわざ断りながら、スペースが足りないという理由で次回にこの

件を改めて論じると予告した。従ってこの時点までは、国内生産と消費、外国貿易を制限している究極的かつ最大の件を改めて論じると予告した。従ってこの時点までは、国内生産と消費、外国貿易を制限している究極的かつ最大の 原因としてウェルズが問題にしていたのは公式には内国課税(次いで不換紙幣の流通)だけであったということにな

った。というのは内国税と関税との間には深い繋がりがもともとあったからである。 内国税制度の改革が見るべき成果を挙げていた以上、内国税から輸入関税にウェルズが関心を移すのも当然であ 内国税の軽減が騰貴した物価水準を引き下げるうえで不可欠であるという議論に終始していたわけである。

同年十二月の法律は、コーヒー・紅茶・砂糖・糖蜜への関税率の引き上げを定めた。だが、内戦が長期化する様相を(55) (55) 見せるにつれ輸入は先細りになり、関税収入のより以上の増加を見込めなくなった。包括的な内国歳入制度はこうし が立法化の発端であった。周知のようにアメリカは一八六二年まで歳入のほとんどを関税収入で賄っていた。それゆ の導入を定めた一八六一年八月の法律は、同時に関税率の引き上げと課税対象の拡大に関する条項を含んでいたし、 え内戦勃発に伴い、関税収入を増加させる措置がまっさきにとられたことはいうまでもない。前出の直接税と所得税 一八六一年三月(南北戦争勃発の前月)に成立したいわゆるモリル関税法にしても五七年恐慌による歳入赤字の発生

償という新たな役割が加えられた。それゆえ戦後巨額の軍事支出が止んで歳入黒字基調が回復したとき、しかも生産(%) 国内課税のこうした強化は以後の関税の役割を複雑にした。モリル関税法に次ぐ戦時中の一八六二年、六四年の両(ポ) それまでの歳入調達、 産業保護という役割の他に、国内課税負担を相殺する、つまり国内生産者

た情勢の中で生れたものである。(36)

者への直接課税が漸次軽減されるに及んでは、関税法の立法精神のひとつである生産者に対する補償という考え方も 当然変ってこざるをえない。こうして関税改革の機運は、内国税の改廃が進むにつれ自然と熟しつつあったとみるべ

きである。なぜならば、 入れることを立法化することにほかならなかった」からである。このウェルズの文章を引用した工業史家 ク ラ ー(如) 「現在の物価水準を維持したまま内国税を撤廃することは、生産者の懐に政府の助成金を投

は、関税による製造業に対する保護効果は内国税の撤廃によっていっそう高まったと解釈している。(4)

一八六八年、六九年両年度の歳入特別委員報告書でウェルズが改革の矛先を内国税制度から関税制度へと向ける蓋

然性は大きかったのである。

(1) David Ames Wells (1828—1898) の経歴、思想、著作・政治活動などについての小稿での叙述はとくに断ら ない か ぎ Champion of Free Trade, 1939, という研究書もあるようだが残念ながら未見。Cf. John A. Garraty and Jerome L り、ファールガーの伝記的研究に依拠している。Herbert R. Ferleger, David A. Wells and the American Revenue System 1865—1870, New York, Privately printed, 1942 (Reprinted, Philadelphia 1977). なな F.B. Joyner, *David Ames Wells*:

Sternstein ed., Encyclopedia of American Biography, New York, 1974.

3 (2) 歳入特別委員の職務の詳しい規定は、Ferleger, ibid., p. 98. および Edward Stanwood, American Tariff Controversies in the Nineteenth Century, Boston and New York, 1903, Vol. II, p. 159 に引用されている。 ルガーの書物の文献目録を参照されたい。 は『課税、賃金、高物価、独占、関税、および特別立法』となっている。ウェルズが執筆した多数の文書については、ファー 度報告書は、翻刻版を利用することができる。後者は公表後すぐにパンフレットの形で翻刻されていて(筆者未見)、その表題 歳入特別委員報告書は政府刊行資料であるから利用できなくはないが、小論で分析する一八六九年度報告書とこの六八年

(ω) Frank W. Taussig, The Tariff History of the United States, New York, 1931, 8th edition, Ch. II, esp. p. 171. (4) Ferleger, op. cit., pp. 299—300

(6) Stanwood, op. cit., p. 167. l; Ferleger, ibid., p. 43

(7) Ferleger, *ibid*, pp. 192—199. 一八六七年初頭にはウェルズが保護関税に対して疑念を抱きはじめていたことまではファ

- おそらく彼の政治的野心とも関係がある。筆者はガーフィールドの影響と、通貨政策の変更との論理的な整合性とを重視した ールガーによって審らかにされている。 *Ibid.*; pp. 177—178. ウェルズの行動は非常に屈折していて理解しにくいが**、**これは なお第五節を参照。
- (∞) Ferleger, *ibid.*, pp. 31—32
- 9 10 20, 1869 (Reprinted edition by the Cobden Club of England, London, 1870) pp. 1-70. Report of the Special Commissioner of the Revenue for the year 1869, By David A. Stanwood, op. cit., pp. 164-165; Ferleger, op. cit., p. 33. Wells, transmitted December
- (II) Report for 1869, p. 34.
- (2) Ferleger, op. cit., p. 36
- 13 rican Society, New York, 1968, pp. 190-191. Walter T. K. Nugent, The Money Question During Reconstruction, New York, 1967, Ch. 4; do., Money and Ame-

Report for 1869, pp. 62—64. ウェルズの貨幣論に関するこうした認識を端的に伝える文章を彼の著作から引用しておこ

- こともなく、従って兌換の体裁が維持されるかぎり、この銀行券は減価せずに、(少なくとも銀行所在地の周辺では)正貨と 等価で流通し続けた。そして兌換停止後も、内戦の迅速な終結と正貨兌換再開とをみこして銀行がその債務履行を請合ったの Curious Chapter in Politico-Economic History, in Cobden Club Essays, Second Series, 1871—72, London, 1872, p. 469. あった。J David A. Wells, The Recent Financial, Industrial and Commercial Experiences of the United States: A で、この国の信用悪化と屋台骨の動揺にもかかわらず、その当時でさえも金は銀行通貨あるいは銀行紙幣との比価で騰貴しな 「正貨兌換停止にいたるまでは、 「州法」銀行によって発行された銀行券の流通量は、この国の取引に必要な量を上回る
- 15 Report for 1869, p. 64.
- 16 Robert P. Sharkey, Money, Class, and Party, Baltimore, 1959 (Johns Hopkins Paperbacks edition, 1967), pp.
- (五) Sharkey, *ibid.*, pp. 235—237.
- (≅) Sharkey, *ibid.*, p. 161

- Wells, Recent Financial, Industrial and Commercial Experiences of the United States, p. 468
- 20 Wells, ibid., p. 468.
- (2) グリーンバックス発行の経緯に関しては、シャーキーの前掲書第一章、 参考になる。 およびヌージェントの前掲『貨幣問題』
- 22 Ferleger, op. cit., Ch. III

(3) Wells, op. cit., p. 479

- られていて、この国の産業に及ぼす悪影響や、産業の年々の生産物の公平な分配には一切おかまいなしだったのであるが、同 じように、この巨大で複雑な制度を解体する際にも、 政治・財政経済の諸原理はまるで無視された。」 Wells, ibid., pp. 496 「近年の合衆国歳入法は当初より緊急避難的な措置であり、最短時日のうちに最大の収入をあげることだけを考えてつく
- 25 Wells, ibid., p. 478.
- 26 Ferleger, op. cit., p. 76.
- 27 28 Report for 1869, p. 75 Ibid.
- 29 Ferleger, op. cit., pp. 52-58

30

- 情に応じて総価値あるいは付加価値に対して課税された。] Wells, op. cit., pp. 479-480 はその目的と解釈によって原材料だけに課税されていたが、その後最終生産物にいたるまでの継起的な各段階においても、事 「最も奇妙かつこみいった税は製造業と呼ばれる部門のさまざまな生産物に対して課税されるものであった。これは当初
- Ferleger, op. cit., Ch. III.

31

Wells, ibid., p. 494

- (33) Wells, op. cit., pp. 495, 497, 499; Taussig, op. cit., p. 172 et n. l; Paul Studenski and Herman E. Financial History of the United States, New York, 2nd ed., 1963, p. 162 Krooss,
- Ferleger, op. cit., pp. 203—205

- (≅) Ferleger, ibid., p. 11
- 1861 to 1871, Boston and New York, 1914, ぐらいしか聞かれない。 制度そのものについてのモノグラフとしては Harry E. Smith, The United States Federal Internal Tax History from
- ひとつとみなしただけでなく、国内の生産を促進し、増大させる目的をもつ合衆国の既存の産業に対する保護の手段ともみな(37) 「J・S・モリルは信念のある保護主義者であった。J・シャーマンが語るところによれば『モリルは関税を課税手段の レた川 cited by Ferleger, op. cit., p. 18; Taussig, op. cit., p. 173, n, l.
- History, New York, 1980, Vol. I, p. 440. する一八六二年以降の関税法からと考える方が筋がとおる。cf. Glen Porter (ed.), Encyclopedia of American Economic に現われたのは一八六一年のモリル関税法からだと説いているが、ファールガーが指摘するように包括的な内国税制度が成立 Ferleger, ibid., pp. 118—121; Taussig, ibid., p. 196. タウシッグはこの補償原則がアメリカ関税政策史において最初
- 羊毛に対する従価税率三五パーセンの関税は一八八三年までそのまま維持された。Ibid., pp. 204-207. 六七年には内国税が依然課税されていたが、この後すぐに撤廃されている。ところが内国税を相殺するために引き上げられた い時期にこの改革はなされて然るべきであった」といわれても仕方がない。Taussig, ibid., p. 179. 羊毛関税の場合には一八いる。内国税の方は六六年に撤廃されるが、関税が九ドルから七ドルにいわば元に戻るのは一八七○年のことで、「もっと早 メントしておこう。まず銑鉄関税は一八六四年に内国税が二ドル課税されたときに従来の七ドルから九ドルに引き上げられて 一八六〇年代の代表的な高率保護関税である一八六四年の銑鉄関税と六七年の羊毛関税の内国税との関係についてだけコ
- る『一八六八年度歳入特別委員報告書』の中の一節。cf. Ferleger, op. cit., p. 130. Victor S. Clark, History of Manufactures in the United States, New York, 1929, Vol. 2, p. 56 に引用されてい
- (41) Clark, ibid., pp. 56−57. しかしながら、一八六五年から七○年の間に金打歩 premium on gold は徐々に下落したので cit., pp. 146-147, 149-152; Eugene D. Genovese, Problems in the Study of Nineteenth-Century American History り物価が下がれば下がるほど)、 製造業者からの輸入関税引き上げの声が高くなるという相関関係がある。 cf. Sharkey, of るからクラークのようにはいちがいにいえない。従って金打歩が下がり、通貨の価値が金と等価に近づけば近づくほど(つま (逆に通貨価値は上昇)、 金打歩の騰貴によって 製造業者にそれまで与えられていた追加的な保護が弱くなったという面もあ

Science and Society, Vol. XXV, No. 1, 1961, pp. 48—51. この書評論文はシャーキーの著書に対しての有益なコメントを

| 高率保護関税政策批判の展開

者と共有する自然法に基礎をおく方法的個人主義とその功利主義哲学が、ウェルズの国民経済認識にいかに影を落と 簡素化を図るための関税改訂案、内関税改訂案による歳入額見積り、田結論、となっている。イギリス古典派経済学 の高率保護関税が産業に与える影響、岬国内産業全体の利益を図るための関税改訂案、闰歳入増加と関税徴収機構の 民経済研究の総決算を提示した」というこの報告書は(小稿で利用したコブデン・クラブ版B6版でも)一四三頁あ(1) しているかを、彼の関税問題へのアプローチの仕方を通じて、まづ確認しておきたい。 歳入特別委員としてのウェルズの最終報告書は一八六九年十二月に財務長官に提出された。彼の「五年間に及ぶ国 そのうちの六五頁分を関税問題に割いている。内容を大まかに整理すると、〇総論、〇関税改革の原則、 (三)近時

うに提起する。 ます増加しつつあるという重大な事実とに照らして、関税改革は時宣に適っている」と話を切り出し、問題を次のよ(3) たり関係がない。結果として生じる問題は、個々の・特定の・関税が得策であるのか否かということだけにかかわるど 「実際の、そして真の係争点は、自由貿易の理論であれ、保護という現実であれ、いずれともさしあ

ルズは根強い親保護主義の風潮を気遣って慎重に「産業の現在の状態と、現在歳入が大幅に黒字で、かつます

こまでも実際的な問題である。

いかなる場合であれ問題は、

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制

ウェ

関税の維持から社会の中のある階層なりある地域に帰属

するとわかっている、あるいは帰属すると考えられる利益と、関税の撤廃もしくは引き下げによって社会全体に与え

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

とを時間をかけて実現しようというわけで、現実主義的なやり方である。従って今後は「原則」として、 する。つまり産業と国民生活への負担をできるだけ軽減しながら、同時に関税制度の最大限の簡素化と税収の効率化(5) は非現実的であるとして斥け、財政状態を見合わせながら徐々にそれを簡素化するのが現実に可能な唯一の方法だと 「現在の関

このように問題提起をしてから関税改革の基本方針が示される。ウェルズは現在の関税体系を全面的に改める方法

税法における法律上の若干の不備を埋める場合、あるいは歳入を唯一かつ公然たる目的とする場合、以外には事情

どうあれ税率の引き上げは一切許されるべきではない。」(6)

費と生計費を軽減するための改革、と二通りある。第一の改革に関しては両政党の政策に本質的な違いはなく、大枠(?) となると余程難しい。「そうした改革に反対して、あらゆる個別利害が利潤を減らされはしまいかという危惧から―― の一をいますぐにでも免税品リストに加えることができる」とこの関税問題の専門家は断言する。しかし第二の改革(8) では一致しているとみる。もしそうであれば、「被課税輸入品リストに記されている二千品目のうち少なくとも三分 できるだけ減らしつつ、必要な歳入を確保するための改革(無差別的課税から差別的課税へ)。 第二に、 右の「根本原則」にもとづき改革に着手するとして、具体的に何をどうするのか。第一に、被課税対象品目の数を 国内の生産

関連産業	被課税品目	現 行 税 率	改訂税率案
国内産業全	鉄 鉄	\$ 9 トン当り	\$3 トン当り
般	屑 鉄	\$8 トン当り	\$3 トン当り
	塩(ばら荷	\$0.18 100ポンド当り	\$0.09 100ポンド当り
	型 l袋 詰	\$0.24 100ポンド当り	\$0.12 100ポンド当り
	木材	従 価 20%	全 廃
	石炭 {無煙炭	\$0.4 トン当り	全廃
	歷青炭	\$1.25 トン当り	全廃
	薪	従 価 20%	全廃
	銅 鉱 石	\$0.03 1ポンド当り	全 廃
	真ちゅう細工用銅	従 価 45%	従 価 25%
	黄 麻 • 大 麻	\$15 トン当り	全廃
製靴工業&皮革工業	獣 皮 & 生 皮	従 価 10%	全 廃
	皮革	従 価 {25% 35%	全 廃
	hemlock, oak & all other barks	従 価 10%	全廃
	sumac	従 価 10%	全 廃
	lastings & serge	(\$0.5 1ポンド当り 従 価 35%	全廃
壁紙工業	 ブロンズ, オラン ダ金箔, フローレ ンス金箔	従 価 45%	全 廃

出典: Report for 1869, pp. 119-128.

く る₀0 見れば戦後のアメリカの工業生産力 りも原材料・食料の比重が高まって 慌前後を境にして輸入は工業製品よ あたってみると、たしかに七三年恐 ることを推測せしめる。統計資科に がこの頃から少しずつ変化しつつあ 食料輸出というアメリカの貿易の型 戦争前のような製品輸入、原材料 点に十分注目されたい。これは南北 税品目が大部分産業用原材料である にまとめたとおりである。 れている代表的な高率保護関税は表 といってももともと多すぎるのだけ 入関税の引き下げ提案は、長い目で 報告書の中で改訂の対象に挙げら 産業用原材料に課税される輸 -団結する」からである。(9) 表の被課

ナ

いるのであろうか。 の自由な輸入を阻んで産業活動を制約しているとするウェルズの批判は、具体的にどのような実態把握にもとづいて の発展に沿った要求であり、従って客観的な根拠が備わっていたとみることができる。では、高率保護関税が原材料 いくつか事例を挙げて詳しく検討してみたい。

例一 一八六九年銅関税と壁紙工業

ルティモアとボストンの工場を閉鎖に追い込み、そして壁紙工業に深刻な打撃を与えた。壁紙製造業者の証言。 従来の一○パーセントから四五パーセントへの銅関税の大幅引き上げは、鉱石輸入を禁止し、銅精錬業の中心地ボ

る金箔の量に応じて、一巻につき五セントから二五セントも、 げられたとしても、 ストが金属を打ち延ばす労働を表わし、素材の金属そのもののコストは無に等しいので、たとえ現行の関税が引き上 ランダ金箔』とか『フローレンス金箔』という品はみな(大部分ドイツから)輸入される。……この製品のほぼ全コ れわれはこぼさなかった。関税を四五パーセントに引き上げられて大きな打撃を受けている。(壁紙)一巻に使用され 高賃金のためにこの国で生産することはできない。 われわれの製品価格を引き上げざるをえなくされてい ……関税が一○パーセントだったときにはわ コオ

例二 一八六七年羊毛関税と製靴工業

者数は過去十年間に三割以上減少している。(エン)

のかその理由を納得させられないことなどをこぼしている。」一八七〇年工業センサスによれば、

同工業の雇用労働

その結果、業界の誰もが、値上げのために製品販売が減ったこと、消費者に対して、なぜ余分な負担をかけせる

製靴業界の試算では一八六八年には男物の長靴と短靴合わせて五一五〇万足が生産された。生産費に直すと一足二

۴ ル

ほ どの、 五〇セントとして一億二九七五万ドルになる。 金額にして約九七○万ドル、 の余計な費用が含まれている。 この総生産費には原材料に関税が この計算 の根 拠を示すと表のように かかるため約七 五 パー セ ン

•

١

れ 同 !年女物の長靴と短靴は四七○○万足生産され、 |種の毛織生地 が材料 。 の 部に使われている」製品である。これらの原材料の年間輸入量は三百万ヤード、 課税される。 格で二六一万ドルになる。これには従量税六五万ドル、 これらの 合計約一一五万ドル(通貨価格で約一五〇万ドル)の税負担 このうち一五○○万足は 「専門家の間で"lasting", "serge" 従価税五○万七千ド

免税の場合 \$18.67 7.44 8.00 1.70 1.20 2.36 \$ 39.37

長靴1ダースの生産費:

現行関税の下での生産費

子(6ケ月=7%)

\$ 20.46

8.04

8.00

2.53

る。 が

従って保護のためにということになろうが、

消費者に転嫁される。

「ではなんのために。

歳入のためでないことは確

かで

ル

\$ 42.38

限られた資本を使用するマサチュ

ーセッツ州

。

握

の工場の利益

の

ためである。」

それも、

ごく僅

かな数の職人と

\$ 2.00

\$ 1.35

出典: Report for 1869, p. 85.

甲皮の費用(1ダース)

底 革 の 費 用 (1ダース)

金

が

認

め

るように

(右の製靴部門の) 今日市場で買い求

n が、 ン騎士団

販売委託手数料 (6%)

靴部門

る。 えられい あ わ 15 誰 ŧ

皮革以外の材料

۱, なくて困っている。 その結果ニュ

ーイングランドでは彼らには年

間十ケ月しか完全雇

用

D

Α

ウ

ェ

ル

ズ

の関税改革と「アメリカ体制」

が

な

か

た。

だか

ら賃金も低か

つ

た。

もし件の関税が撤廃

所されれば、 いなれれば、

生産され

る

賃

毛織生地を靴の甲皮の内側に張り付ける糊もまた、 セントの関税を支払って輸入される。 ス ŀ 高 のために輸出 [がほとんどとまってい このためこの種の製品をつくる製 る。 ほとんどが従価税率三五~ 製靴工組

合聖クリ

Ź

1

は

0 コ

機関紙

『アメリ

カン・

ワークマン』

労働者は、 は不況の原因を次の められる靴の数は製靴工 ここ数年安定し ように指摘 の数とつ ンた 尾

るのにもさほど支障はないだろう。」(15) の量はきっと増加するだろうから、労働者を一年中通して雇用することも十分できるし、そうなれば賃金率を調整す

ドの労働者が概して関税改革に強い関心をもっていた点にだけコメントしておきたい。ニューイングランドにおける 報告書は羊毛関税の影響について詳述しているが、ここではこれ以上たちいらずに、このようにニューイングラン(3)

の一八六七年五月の社説にすでに高率関税反対の意見が見出されるのに対して、西部の労働者はこれとは全く異なる(ダ) 八時間労働推進運動の指導者の一人G・E・マクニィールの発行するボストン『デイリー・イブニング・ヴォイス』

指導的な労働運動新聞である)が、「保護か自由貿易か」という 「全国労働者連合の原則と密接な関係のない問題 対応ぶりを示す。 通貨改革(軟貨政策の推進)を旗印にして活動する全国労働者連合 N. L. U. の機関紙 (当代の

するのかはっきりしない。ペンシルヴェニアと西部の労働者を主体とする全国労働者連合が関税改革に無関心もしく(2) に漸く重い口を開くのは一八六九年夏になってからのことである。しかもその論調は「この非常に悩み多き問題に関(第) しては、わが読者の間に見解の著しいズレがみられる」といたって歯切れがわるく、保護と自由貿易のいずれを支持

導者層は「軟貨哲学の固有の論理によって保護主義の穏健な支持に導かれた」はずだからである。他方、ニューイン を一切もっていなかったから」ではあるまい。シャーキー自身認めているように、少なくとも自覚的な労働運動の指(20) グランドの労働者が保護関税の撤廃に「現実的かつあからさまな利害関係」をもつのは、シャーキーの言葉を捩って は冷淡な理由は、 シャーキーがいうように「製造業者と異なり労働者はこの問題に現実的かつあからさまな利害関係

いえば賃労働の固有の論理に導かれたまでのことである。

以上二例は消費財部門に属する産業における高率関税の影響の一端を明らかにするもので、国民経済的には取るに

就鉄販売価格の比較(トン当り)					
アメリカ (18	68年)	イギリス (1867~8年)			
生產費					
(1) 平均 \$24~26	;				
販売価格		販売価	恪		
(2) 平均\$35.25		(5)	中位 \$20.39		
(3) 平均 \$36~36	i.50ないし	(6)	中位 \$27.12		
\$ 37					
(4) No.1 銑鉄 平	均約 \$38				
No. 2 //	\$36				
No. 3 "	\$34				

出典: Report for 1869, pp. 89-90.

の中には投下資本に対する高率 の 利子払い, 及び雑費が含まれる。

- (2)リカ鉄鋼協会の見積り。
- ヨーク市の価格。
- ルヴェニア州東部リーハイ渓谷の高炉渡し価格。
- Welsh pig を基準にした価格,金価格(金打歩133)。 (5)
- (6)同 Ŀ

は Ī 通貨価格。

\ \

ても生産費との間に八ドルから一○ドルの開

きがあ

にまとめた英・米の銑鉄価格の比較から二つのことが な例としてウェルズが挙げるのが銑鉄関税である。 (3)

表

える。第一に、アメリカの最低価格三四ドルをとっ

○セント(一トンにつき)かかる鉄道輸送費用を考慮に こと。この差は、百マイル (=160km) につき一ドル五

入れても大きすぎる。第二に、 セント逆に減価している)、

金打歩の騰貴(一三三)

当り九ドルに匹敵する。というより、これは見方が を考慮すれば(通貨価値は打歩分だけ、つまり三三パ ちょうど九ドルで、現行の輸入銑鉄への課税額ト 英・米の銑鉄価格の差

「過重で不必要な関税のために産業全体に波及する悪影響が、 たかはかなりはっきりしてきたと思われる。

消費にどのような打撃を与えてい

例三

銑鉄生産費と保護関税

足らない影響かもしれない。

だが輸入原材料にかかる関税が国内生産者の生産費を吊り上げて、

生産と雇用、そして

そらく帰属しうる利益の範囲をはるかにしのぐ」 関税によって保護される特定の利害ないし階層に 顕著

輸入関税九ドルに相当する分だけ、

国内の販売価

逆

格が人為的に吊り上げられているというべきである。

ドル五〇セントの輸送費がかかるので、内陸部のアメリカの生産者は依然として保護を享受する」からである。ピッ(※) して保護主義者はさすがに幼稚産業保護育成論をもち出せず、もっぱら労働者の雇用確保という立場から反論してい ツバーグ周辺の製鉄業者は関税が無くてもイギリスの競争相手に勝てるという認識である。このウェルズの論証に対 税がそっくり撤廃されたとしても、国内生産地と荷揚港の間の距離を運ぶには百マイルにつきトン当り少なくとも一 改訂案ではトン当り三ドル課税することになってはいる)。なぜならば、現在の販売価格を据置けば、「たとえ銑鉄関 は次節の主題として改めて検討することにしたい。 これら二つの理由からウェルズは関税を撤廃しても製鉄業者は国内市場を掌握できると主張する(もっとも実際の 労働者に高賃金を保障(約束)しているのが高率関税であるという主張である。(3) 保護主義者のこの議論について

の実態をみてみよう。 の費用を増大させ、発展を阻害」しているのか、 ひとまず銑鉄価格の「不当な吊り上げ」は実際にはどのように「銑鉄の消費と使用を制限し、 戦時中の繁栄から戦後最大の不況業種に転落した造船業についてそ あらゆる生産と輸送

例四 造船業者の訴え(24)

は を知悉する著名な人々から個人的に聞いたところでは、労働力に関して彼らがもつと思われている利点 らし をもつというのが一般的な意見である。筆者が、イングランドやスコットランドの最新鋭の造船所における造般技術 アメリカの造船業者の造船所で使用される優れた機械設備や労働節約的機械によって完全に相殺されると断言で 「イギリスの造船 iron ships 業者は、著しく安いその労働力のおかげで、 わが国の造船業者にくらべ大きな利点

今日われわれは、 って育まれたわが国民の生得の機械操作技術が彼らをしてそうした機械を意のままに扱わしめたからである。 「この一見意外に思われることの理由は一寸考えればすぐわかる。長年この国で支配的であった高賃金がわが造船 イングランドで充当されたそれと同額の貨幣(賃金が造るの)と同じだけ生産し、同じくらい鉄船 建 あらゆる労働節約的機械の使用を余儀なくさせたからである。それに、 アメリカの第一級の造船所において一隻の鉄船建造のために労働力に支出された所与の 貨 わが国の寛大な特許法制度によ 造 幣総額 だから 役立

つのを知る。

止するならば、アメリカの造船所は一年もすればクライド湾(スコットランド)の造船所と実績を競い合うようになる、、、、、、 なくして第一等の強国に列することはできないというのに、今日それは打ちのめされ、意気消沈させられて されるようになるであろう。そして、 そこでもし議会が輸入される鉄、あるいは少なくとも鉄船建造のために使用される鉄に関税を賦課する法律を廃 またそうすればアメリカの鉄蒸気商船が、今日イギリス製の船舶がそうであるように、世界のあらゆる港で見出 鉄船の建造では全生産費のほぼ十分の六が労働力に充てられるだけで、残りの十分の四が消費された材料を表わ わが国の通商は往年の繁栄を回復してあまりあるであろう。どんな国民も通商

業界ですら、 造船業界の利害は海運業界のそれと一体で、両者は「大西洋経済」を指向していること、などがはっきり読みと なお可変資本部分が生産費の六割に達すること、国内製鉄業者との間で利害が対立していること、そし

・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

どに『保護されて』)いる。」

右の引用文は多くのことを示唆して興味深い。

労働節約的機械を導入して高賃金の不利を努めて克服している造船

ない。 なかでも行論上注目すべき点は、 保護主義者が労働者の雇用を確保する(この含意はむろん生産拡大のために必要な労働力を確 造船業界の業績不振の原因が現行の銑鉄輸入関税にあると非

保するということである)ために現行関税が不可欠であるとこれを擁護するのに対し(後述)、造船業界は逆で、雇用、、、 している点であろう。 ルズは、 =仕事を確保して失業を解消するためには銑鉄関税が撤廃されねばならない、と訴えているのである。 銑鉄生産に直接、 間接に従事する労働者数を五万四五〇〇人と見積る一方、銑鉄関税のおかげで生じた失業 ちなみにウェ

ら二万七五五四人に)と対照的である。(26) ・増加しただけで(一万九二〇〇人から一万一〇六三人に)、銑鉄生産部門の労働者数の倍近い増えかた(一万五九二七人か ズが次のように反論しているのが示唆的かと思われる。 両部門間の景気のアンバランスの原因については、 「関税の撤廃は微塵も製鉄業に影響を与えるもので 保護主義者の擁護論に対し

者数は造船業だけでも四万人以上にのぼると推定している。一八七〇年の造船労働者数は過去十年間に一六パーセン(5)

見られるとおり平均利潤率以上の超過利潤 が はなく、ただその利潤を国内産業の他の部門において実現されるそれと同等 の 水準にまで引き下げるだけである。」 これは全面的に正しいとはいえない。 次節で論じる関税と高賃金の相関という事情を考慮に入れてないからで 関税のおかげで製鉄業 に 生じているとだけウェルズは考えているよう

最大の労働力雇用者でもあるから、(28) り輸入層鉄への関税引き下げを求めている。圧延部門は一八七○年の時点で銑鉄・層鉄の最大の消費者であり、(38) 銑鉄関税に反対するのは造船業界ばかりではない。 原料鉄への課税によってかなりの打撃を受けていたと推測され 銑鉄を原料として地域外から購入する北東部の圧延工場 でもやは

鋼関税をウェルズが撤廃といっていないことは注目される。 製品の種類毎に詳細きわまる改訂率が提案されている

要とされる以上のものであるという理由で」引き下げを要求している。(32) 関税はウェルズがかつて(一八六七年度の報告書で)幼稚産業の保護という観点から、関税による保護を薦めた唯 えない。他方、現に製鋼業に従事する者の数は生産者と雇用労働者を合わせても三五〇〇人以下である。(3) 二○万人以下から少なくとも一五○万人まで増加するとなれば、たしかに関税引き下げ効果は目覚しいといわざるを 本化するだけで「安価な鋼を入手したがっている」種々の金属加工業、機械工業などで雇用される労働者数が現在の 基本は現行の従価税と従量税の併用を止めて、後者に一本化することである。ファールガーの指摘の1900年の19 しかし本報告書では、「現行関税は過重であり、国内の鋼生産者をゆるぎない繁栄状態に置くために必 ウェルズがいうように、 従量税に鋼関税を一 によ

明白である。通貨改革で見せた彼の北東部寄りの姿勢(前節参照)とあわせて考え れば、 閉ざしている、というのが関税改革を提唱するウェルズの主張の核心である。 を高騰させて、 本」の味方であるなどということを少しも意味しない。「アメリカにおけるコブデン」、これがウェルズを形容するの うに「マサチューセッツ体制」のイデオローグに見立てられないこともない。しかしこのことはウェルズが「独占資 国内の鉄鋼生産者を保護するために輸入鉄鋼に賦課される高率関税は、 彼の提唱する関税改革が、結果的には一部の北東部の産業資本家の経済的利益につながることも、 内陸部の製鉄業者をもっぱら指していることは疑う余地がない。他方またウェルズ自身の主観的意図は別 生産と消費の双方を制限するだけでなく、 しいては種々の加工部門への労働者の就業機会にも門戸を 鉄鋼の加工業者の生産費と製品 ウェ ル ズが仄めかす特定の階 H・C・ケアリーのいうよ の販売価 同様に 地

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

に最もふさわしい表現である

そこでウェルズの主張をいわばフィードバックする意味で、南北戦争後も高率関税によって国内市場を保護されて

・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

いた製鉄業の側の事情、つまり保護関税を必要とするその経済的な根拠を次に明らかにしなければならない。その際

「アメリカ

体制」の下で保護関税が果していた経済的機能を究明することが次節での課題である。 労働者の雇用確保という問題が保護主義者の擁護論の中心になっているので、これに焦点をあわせたい。

- 1 Herbert R. Ferleger, David A. Wells and American Revenue System 1865-1870, p.
- 2 3 Walter T. K. Nugent, The Money Ouestion During Reconstruction, pp. 52-57 Report of the Special Commissioner of the Revenue for the year 1869, p. 78. 「従来誰であれ、 特定の産業の利益の
- だとか反国民的だとかいった文句でたちまち非難されずにはすまされなかった。」 ために人為的に吊り上げられている価格の引き下げを求めて〔関税の〕引き下げなり改訂なりを示唆すると、必ず動機が不純
- (5) ibid., pp. 79—80.

4

Report for 1869, p. 78.

- (6) ibid., p. 80.
- (7) *ibid.*, pp. 80—82, 128—136

8

ibid., p. 81.

- 9 『アメリカの政治的伝統』(田口富久治他訳 岩波書店 一九六○年)Ⅱの第七章を参照。 ibid., p. 82. 南北戦争後の「金ピカ時代」に流行ったロビイイングの風潮を想起してもらいたい。R・ホーフスタッター
- U. S. Bureau of the Census, Historial Statistics of the United States, Colonial Times to 1957, Washington, D.
- C., 1960, p. 545. 鈴木圭介編『アメリカ独占資本主義』 Report for 1869, p. 121 弘文堂 一九八〇年 第Ⅲ章「外国貿易と関税」(鹿野忠生稿)を
- ウェルズが行なった調査に寄せられた回答からの抜き書である。ibid., pp. 82-83.

- (23) U.S. Bureau of the Census, The Ninth Census Vol. III: The Statistics of the Wealth and Industry of the United States..., Washington, D. C., 1872, pp. 396, 403.
- Report for 1869, p. 86.
- ibid., p. 87.
- ibid., pp. 102-116.
- Robert P. Sharkey, Money, Class, and Party, p. 201.
- 19

18

Sharkey, ibid., p. 209.

- Sharkey, *ibid.*, pp. 209-210.
- 20 Sharkey, ibid., p. 208. Cf. Nugent. op, cit., pp. 60-63
- (집) Report for 1869, p. 89. ibid., p. 92. Cf. H. J. Habakkuk, American and British Technology in the Nineteenth Century, Cambridge, 1962,

34 n. 1.

- (23) Ferleger, op. cit., pp. 198—199. 逆にいえば関税を引き下げれば労働者の賃金も下がるぞという、 労働者に対するアピ ールである。
- ibid., p. 93. 一八六九年十月九日付、デラウェア州ウィルミントン市発のウェルズ宛ての私信。Report for 1869, pp. 91-92
- U. S. Bureau of the Census, The Ninth Census Vol. III, pp. 395, 401.
- Report for 1869, p. 92.
- (26) ibid., p. 95. Cf. Stanley Coben, Northeastern Business and Radical Reconstruction: A Reexamination, in Ralph Andreano ed., The Economic Impact of the American Civil War, Cambridge, Mass., 1962, p. 129.
- U. S. Bureau of the Census, The Ninth Census Vol. III, pp. 602-603.
- (3) Report for 1869, pp. 132-133
- (젊) Ferleger, op. cit., p. 197

1 ・ カー・アンスの目和言葉 マー

32

アメリカにしかないという認識があり、単純に外国からの輸入に頼ればいいという発想とはウェルズは無縁である。 - ibid., p. 94. 鉄鋼加工部門で雇用が飛躍的に増えれば、鉄鋼の国内需要もそれだけ大きく伸びる点を看過すべ きで はな 将来国内需要の倍近い増加が見込まれるとしている。そしてこれだけの需要を満せるだけの供給能力はイギリスを除けば たとえば、イギリス、ベルギーの現在の年間一人当り銑鉄消費量が一八九封度で、アメリカのそれは百封度未満であるか

「アメリカ体制」と保護関税

四

ア製鉄業は原料市場と製品市場の両面でだんぜん恵まれてはいたが、北東部の産業と比較して不利な条件がないわけ 保護主義の牙城ペンシルヴェニア州は鉄鋼王国で、国内の銑鉄生産高の過半がここで生産される。ペンシルヴェニ(1)

ではなく、貨幣資本と熟練労働力の不足は製鉄業の発展にとり桎梏となっていた。 南北戦争中からペンシルヴェニアの内陸部と西部一帯で、「貨幣不足」の声が聞かれた(第二節を参照)。

マカロッ

リーのいう「生産者階級」の利害が軟貨政策と高率保護関税政策の支持でほぼ一致していたといってよい。(4) であった。「デフレの別名である通貨収縮は、どんなに想像をたくましくしても、信用に飢えた西部経済に恩恵を施(2) しえなかった」にちがいない。れっきとした産業資本家ばかりか、独立の製造業者、農民、賃労働者も、つまりケア(3) クのグリーンバックス収縮政策に最も抵抗したのが、ペンシルヴェニア、オハイオの製鉄業者を主力とする製造業者

「現金取引」が盛んに行なわれるようになって、「取引の過熱」状態さえ発生している。活発な現金取引は、一方でポー 西部では元来商業・金融業の発達が遅れているところにもってきて、軍需景気が商品生産と流通を刺激したので、

156 ター うウェルズの前述の、北東部の経済状態の見聞にもとづく認識と西部のこうした実態とはとうてい相容れな 的繁栄の証拠にほかならない。 このような貨幣・信用不足という経済環境の中で、ミシシッピー河以西の内陸部を舞台にした鉄道建設ブー 他方、彼らのグリーンバックスの増発要求にいっそう拍車をかけた。 リヴゼイが指摘するように、 不換紙幣の膨張が現在の生産活動の停滯と労働者の実質賃金の低下を招いているとい 西部の生産者の金融業者を兼ねる卸売商人への信用依存からの脱皮を促すととも 西部の「貨幣不足」現象こそこの地域の経済 ム が

体制」 び以西の鉄鋼業とりわけ製鉄業が、北東部の金融資本もしくはイギリス資本への、そしてイギリスからの移民労働力 改めて説明するまでもない。注目したいのは、(8) るいは資本の雇用機会を見出せない。 の経緯を「銑鉄」ケリーと渾名されたペンシルヴェニア選出の下院議員で、ケアリー、 大の過程で、 北戦争直後から一八七三年にかけて起こった。 の依存を余儀なくされるという「最初の新興国」(S・M・リプセット)アメリカの歴史に特徴的な局面である。 派 の闘将W 貨幣資本と、 . D • ケリーはこう述べる。 部分的には南北戦争の後遺症ともいうべき労働力の不足を託つペンシルヴェニア内陸部及(9) しかしわれわれの関税が、国内市場を保護することによって、事業を招来する 「われわれの市場に自由に接近できなければ、 戦時特需に代って鉄道建設が鉄鋼業の発展を牽引したことについては 軍需景気を引き金とし、鉄道建設ブームによって加速化された生産拡 グリーリイと並ぶ一アメリ イギリスはその国民あ 力

メリカに)

やって来る。」ケリーはこれ

を「保護は自由貿易にいたる道」というふうにも表現しているが、

ケリーより半世紀ほど早くリストは、

『アメリカ

ーアメリカ体制」派の先覚F・リストを彷彿させる。

の表題で執筆した書簡形式の

一連の論説において、

「外国の資本や技術は、

この国でそれらにプレミアを与え

A

ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

資本にとっては高利潤を、技術、つまり技能・熟練労働力にとっては高賃金を意味し、従ってこれらのプレミアムこ れば海外からひき寄せられるでしょう」と述べているからである。ちなみにプレミアムという言葉に注釈を施せば、

そが史家のいう「アメリカの夢」の正体ということになる。

手段として捉えていることは、アメリカ資本主義の発達史において保護関税が果した固有の機能を理解するうえで重 ケリーが、あるいはリストにしても、保護関税を「外国の資本や技術 (熟練労働者)をひき寄せる」(リストの言葉)

要な鍵となるように思われる。私見によれば、南北戦争期 Civil War Decade の高率保護関税 は、内陸部の製造業(この場合には製鉄業)の発展の隘路となっていた熟練労働力の不足、または資本の不足を打開 (たとえば銑鉄関税)

するための最も有力な手段であった、ということになる。そこで次にこの時期の内陸部の製鉄業がいかに熟練労働力、、、、、、、、、、、、、、、(3) らの研究成果を利用して論証しよう。 に依存していたか、 換言すればいかにその労働の生産性が低かったか、ハバカク、 ノヴァック=パールマン、

会社を除けば、 製鉄業における工場の機械化が、他の工業部門とくらべて相対的にたち遅れていたことは歪めな

鉄道建設ブームの初期の一八六七年に、ベッセマー製鋼法の採算化が実現して活気づく比較的少数の鋼

レイル生

産

資本規模が最大であるかわりに、 所の平均資本規模ではむしろ圧延部門よりも劣る銑鉄部門の平均二○三七ドル に 対して平均一二二六ドル(六割)で 一八七〇年の工業センサスでみても、鉄レイルの生産を主体とする圧延工場の特徴は、(当) 雇用労働者数も最も多いということである。その結果一人当りの資本額では、 製鉄業の中でも事業所の平均

その反面一人当りの賃金を両部門間で比較すると、銑鉄部門の平均四五二ドルに対して、圧延部門は平均

しかない。

なぜ労働生産性が低いかといえば、圧延部門の機械化がたち遅れているからだというのがアレンの結論である。圧延 ある。 五六四ドルで、大差がみられる。この賃金格差はむろん労働力の質の違いを反映しているとみなさざるをえない。こ らである。労働力コストに関しては、賃金率が高いこともさることながら、主に労働生産性が低いことに帰因する。 生産費を押し上げる直接の理由だが、燃料費と労働力コストがともにイギリスにくらべて高いことが根本的な理由で れによるとアメリカ(ペンシルヴェニア)の生産費はイギリスのそれを七割がた上回る。 銑鉄生産費の場合にもイギリスとくらべて両コストが割高なことが、生産費を割高にする原因になっているか イギリスとアメリカの一八六〇年の鉄レイル生産費の比較を行なったアレンの分析結果とも一致する。(EJ 労働過程が熟練労働力に依存しているからだといってもよい。(エタ) 原料の銑鉄価格が高いことが そ

工場の低労働生産性の原因は、

ばならないのは、 重なって利潤率が高まったので、その結果企業の投資にいっそう拍車がかかった、ということになる。(ほ) 革新を促され、 わゆるチープ・レーバー)のことで、熟練労働力の方 は 供給不足を緩和するには程遠かった。テイラーがハバカクを批(5) 鉄業に関してはこの一般化は当てはまらない。 働節約的=資本集約的技術への投資の偏向が生じた、と(トマス尋)ハバカクが一般化していることである。しかし製 の周知の仮説を要約すると、アメリカ工業は一九世紀前半には最も厳しい労働力不足に見舞われたことによって技術 アメリカ製鉄業における労働節約的機械の導入の遅れを人一倍強調するのが、意外にもハバカクである。 世紀後半には逆に大量の移民労働者が流入して賃金率が下がったうえに自律的な技術進歩の活発化が 世紀前半と異なり労働力の供給が弾力的となった(相対的豊富)後半に、とくに南北戦争以降に、労 労働力の「全般的な豊富は払底という特殊な事態と両立する」のである。(2) 南北戦争後に移民が再び急増したといってもそれは不熟練労働力(い 注意しなけれ ハバカ

<u>四</u>〇

生産を拡大する余地が残されていなかったわけではない。保護関税と熟練労働力の供給確保とがいかなる脈絡におい 労働力不足という隘路をイギリスから熟練労働者を「輸入」することによって解決し、 用文の中でハバカクが、高賃金を相殺する方法が全然なかったと述べている点は、結果としてそうなったというだけ 熟練労働力を節約して機械化を図ろうにもその手段(技術革新)は存在しなかったということになる! かぎり、 技術進歩はベッセマー製鋼法が世に出るまで 労働節約的方法を目につくほどもたらさなかった。」この引用文でみる 錬法及び圧延法――一九世紀の四分の三期もの間錬鉄をつくる方法であった――は、著しく労働力に依存していて、 湖の鉄鉱石地帯の開発が進むまでは、高賃金を相殺する方法は全然見あたらなかった。 の話で、保護関税によって高賃金を相殺することも一応可能であったことを忘れてはならない。そして製鉄業が熟練 たと推論することも、 バカク自身こう認識しているからである。「製鉄業では一八七○年代に瀝青炭の供給が大幅に増え、 エリクソン、 われわれの対象としている期間、つまり南北戦争直後の鉄道建設ブームの間、大多数の圧延工場にとっては あるいはハバカク、のように熟練労働力の不足という事実を前提にして、そこから機械化が促進され 長い目で見るならともかくも、 短期的には、そして製鉄業に関しては、現実的に無理である。 ヘンリー・コートの攪拌式精 従来通りの労働集約的方法で シュペリオル ただし、引

て繋がりうるのか次に検討してみたい。

¥

のに足りる水準に設定されている、 ム期などには、既存の関税水準は生産者に対するこの保護効果を失なうことになる。なぜなら、 バ カクの理論仮説の中で関税は、 、と仮定される。 均衡状態下の 経済では、 イギリスよりも三割高い賃金 (労働力コスト) を償う 経済が急激に拡大する時期、 たとえば南北戦争直後の鉄道建設ブ アメリカでは「ブ

れば に対する利潤率が低下することも十分考えられる。「アメリカの労働力(熟練労働力――引用者)の非弾力性を所与とす(8) された時期」として特徴づけられるからである。それ故さらにアメリカでは「ブーム期」には、拡大された追加投資(33) 品が合衆国に流入しがちとなって、その結果アメリカの製造業者の労働力コストの増加分を転嫁する能力が最 トにつき当たるであろうし、そして、関税が上昇する限界労働力コストを相殺するよう調整されなかったという仮定 ・ム期」は「労働力(この文脈においてはあくまでも熟練労働力――引用者)不足が最も先鋭化し、そしてヨーロ 両国における同一の投資率は、イギリスにおいてよりもアメリカにおいていちはやく上昇する限界労働力コス ーッパ の製

所与の追加投資に対する限界利潤率は逓減すると考えざるをえない。攪拌式精錬・圧延技術の使用を続けるかぎり、 れない。しかし当時の支配的な生産技術の下では、製鉄業者がブーム需要に牽引されて拡大投資をすればするほど、 鉄道建設ブーム期にアメリカの製鉄業者が利潤率の低下に直面していたといえば、いささか逆説的に聞えるかもし

に立てば、利潤率の低下につき当たるであろう。」(25)

要因として作用したことがはっきりと指摘され、示されている。(※) 著に解消する方向に向っている。ところが南北戦争、保護関税、 働者と不熟練労働者との賃金格差は、ベッセマー製鋼法の導入期(一八六九―七三年)と普及期(一八八〇年年代)に顕 後者のそれにくらべてはるかに非弾力的なので、当然賃金上昇圧力は前者の方に強くかかる。(タヒ) られる。とすれば、たとえ熟練労働力と不熟練労働力に対する需要の相対的伸び率はほぼ等しくても、(8) ンの、一八六○─九○年間のアメリカ鉄鋼業における賃金格差の推移を実証的に明らかにした研究によれば、 「労働力利用」の仕方に変化は起こらないので、「製鉄に雇用される労働力の構成は相対的には一定していた」とみ 戦後ブーム、これらはむしろ賃金格差を押し広げる ハバカクが先の引用文で「限界労働力コストが上昇 ノヴァック=パ 前者の供給は 1 ・ルマ

は、その利潤率がブーム期に高騰する労働力コストによって圧迫されていたと推論する十分な根拠となりうる する」というとき、 熟練労働力を指していうのでなければ無意味である。製鉄業のこの特徴的な労働力構成の在り方

に高賃金を保証しているのだ」と胸を張るわけである。それはともかく、相対的に労働集約的な生産技術に帰因する していうなら、生産費のなんと九割を賃金が占めていたという。前述のように造船業界が労働節約的機械の導入によ(2)) 練労働力をイギリスから組織的に「輸入」しようとするこの頃の保護主義者の活動くらい、製鉄業のこうした選択を なかった。 その低生産性を克服する方法が他にない以上、残されている手段は関税引き上げと熟練労働力の海外からの調達しか ギリスに太刀打ちできない、とその窮状を訴えていたことを想起するとよい。どうりでケリーが「保護関税は労働者 って、賃金の比率を六割にまで引き下げていてもなお原材料費のいっそうの引き下げを図らなければ、 の結果生じた賃金率の上昇によって、利潤率低下の苦境に立たされていた。ケリーの議会での発言をあえて鵜呑みに 以上のように南北戦争直後のブーム期に製鉄業は、所与の技術水準の下では避けられない熟練労働力の不足と、そ 一方で、賃金の高騰を相殺するために高率保護関税を要求し、他方で高賃金というプレミアムでもって熟 競争相手のイ

高率関税と移民の増加には 働力をアメリカにひき寄せる最大の誘因になるからである。ケリーは一八七○年三月の下院議会で行なった演説で、 如実に物語る興味深い事実はない。しかも保護主義者の目でみれば、高賃金は必ずしも全面的に否定的な条件ではな いきれない。 (30) 高率関税が製品価格へのその転嫁を可能にしさえすれば、 かくしてケアリーのいうあの「諸利害の調和」が適えられるだけでなく、むしろそうした高賃金こそが移民労 たしかに現実には一八七〇年及び七二年の両関税法によって銑鉄関税は相次いで引き下げら れ 正の相関があることを数字を挙げて証明しているが、あながち牽強付会の説とばかりはい 労働者の高賃金は内陸部の農民のための市場をつくり した

アリー、J・L・ヘイズらの組織的な移民招来活動はこの間の事情を雄弁に語っている。(38) ば 騰の直接の原因となっている労働力不足を緩和しようとして努力するのは当然である。 ないからである。 といって利潤量そのものが絶対的に減少したとはかぎらない。 (次節参照)。そのため関税の保護効果は一層薄れ、製鉄業の利潤率はそれだけ下がりはしたであろうが、(3) 生産量の拡大は可能であり、そうすれば、たとえ利潤率が低下したとしても、 従って生産費の高騰を相殺するための手段(関税)の追求の道が閉ざされれば、それだけ生産費高 なぜなら、追加的な熟練労働力が確保され さえす 利潤量そのものは必ずしも減少し 銑鉄」ケリー、 H・C・ケ それだから

この二つの条件がそろった段階ではじめて、ハバカクは次のようにいうことができるのである。 ギヽ すでに引き上げていて、労働力コストの高騰を製品価格にかんたんに転嫁させるわけにはゆかなくなっている。 (3) てられるどんな投資の場合でも、 産者は輸入銑鉄との価格競争に直面せざるをえないからである。 が ・ャップを飛越する誘因……が存在したであろう」と。つまり熟練労働力不足⇔機械化(エリクソン=ハバカク説)、、、、、、、、、 . せっかく見出したこの活路の前に障害として立ちはだかることになる。そうなると銑鉄の国内での販売価格の天井 「関税や輸送費用によって築かれた障壁を越えて入ってくるヨーロッパ商品によって決められる」ので、国内の生(%) かしながら、 ブーム期には、 ……労働力供給が極度に非弾力的であるような場合には、技術の選択範囲における 他方で、ハバカクの想定するように、 しかもそのときには生産者は保護関税を目いっぱ イギリスからの鉄鋼輸入も急増して、 「ブーム期間 中に企 実は

よって規模の経済を実現することで、 八七三年恐慌以降ベッセマー製鋼法によるこのギャップの突破は、 生産費引き下げ⇔価格引き下げを実現したけれども、この技術革新の成果を享(36) 鋼レイルの大量生産を可能にし、 またこれに

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

の

、因果関連が現実味をもちうるのである。

受することができたのは大資本だけであり、保護関税を求めた中小の資本ではなかった。一八六○年代及び七○年代 の製鉄資本である。彼らは皮肉なことに、戦後のブームの真只中で刀折れ矢尽きて敗れ去っていった。 初めに高率保護関税を要求した勢力、ウェルズのいう「特定の利害」は、アメリカ鉄鋼業の構造的変化・発展の過渡 旧来の労働集約的な生産技術と精錬工や圧延工といった「労働貴族」に依然として頼らざるをえなかった中小

護主義者ケリーがウェルズの関税改革を批判する最も意味深長な理由は、 る移民の潮を押し戻しかねない」というケリーの危惧にももっともな根拠があったというべきである。(3) えてヨーロッパで出回ることにでもなれば、われわれの信用を損ね、目下前例のない規模でわが国に押し寄せつつあ をよく知る北東部の現実の姿であり、そのかぎりで彼の指摘に間違いはないとしても、(38) 持はますます富み、貧乏人はますます貧しくなる」アメリカ社会における両極分解の進行が、たとえウェルズが はケリーはウェルズ以上に熱烈な自由貿易の支持者であった。ウェルズが報告書で強調した労働者の生活困窮や「金 (というより輸入しなければならない!)最も価値ある商品」であったから、この商品(ST) イギリスの熟練労働力だけは以上述べてきたように、アメリカの保護主義者がどんな犠牲を払っても「輸入できる 「アメリカ体制」下においてこそはじめて 「この報告書が議会の承認 (及び資本)の輸入に関して 事情

たがった」と述べる意味も、このような文脈に照らしてはじめてよく理解できるであろう。(40)

拙稿「南北戦争後のアメリカ工業の発展――一八七〇年センサス「工業統計」の 分析――」『立教経済学研究』第三十三

わねばならない。

1

現実的な可能性をもちえたあの移民の抱く「アメリカン・ドリーム」に、ウェルズが冷く水をさしたからであるとい

経済史家カークランドがウェルズを評して、「公私両生活においてつねにカッサンドラの役を演じ

- 2 Robert P. Sharkey, Money, Class, and Party, ch. II, esp. p.75.
- 3 Sharkey, ibid., p. 267.
- 4 Sharkey, ibid., pp. 160-168, 219-220.
- Sharkey, ibid., p. 161.

6

Nineteenth-Century Marketing, Baltimore, 1971, pp. 125-127.

Glenn Porter and Harold C. Livesay, Merchants and Manufacturers; Studies in the Changing Structure of

- スミス『国富論』(中央公論社版)第四編 第一章九一一二頁。
- Industry, 1860—1890, Journal of Economic History, Vol. XXII, No. 3, 1962. たしんぱ、David E. Novack and Richard Perlman, The Structure of Wages in the American Iron and Steel
- (๑) H. J. Habakkuk, American and British Technology in the Nineteenth Century, p. 128. 諸州の労働力の六割を離職させた、と指摘している。 ハバカクは南北戦争は北部
- 10 p. xxvii. William D. Kelley, Speeches, Addresses and Letters on Industrial and Financial Conditions, Philadelphia, 1872,
- (11) Kelley, *ibid.*, p. xxvi
- (12) F・リスト『アメリカ経済学綱要』(正木一夫訳 未来社 一九六六年)五四頁。さらにリストの主著『経済学の国民的 体系』(小林昇訳 岩波書店 一九七〇年)の二七七、三六三、三六六、三六八、四四〇頁などを参照されたい。
- (3) 一八六七年羊毛関税成立の際の立役者で、「全国羊毛工業協会」の事務局長J・L・ヘイズにもケリーと同工異曲の発言 欲しくてもそれを輸入するのではなくて、わが保護制度の魅力によってヨーロッパの資本と経営、その技術と労働者をわれわ 言すれば、われわれがヨーロッパからひき寄せようとしている資本、技術、労働力がそこに見出せよう。ヨーロッパの織物が がみられる。「わが大陸の四囲に壁を張りめぐらそう。そうすれば、諸産業のための確固とした避難所が生れるであろう。換 *1885*, Cambridge, Mass., 1957, p. 33 から引用したものである。なおエリクソンによればアメリカ鉄鋼協会の会長J・スワ れ自身の国にもってこよう。」 これは Charlotte Erickson, American Industry and the European Immigrant 1860—

D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

不足していた資本をアメリカに積極的に導入する手段がこの時期の保護関税であった、というところにおかれている。 させてしまわないで、相対的に労働集約的な産業、たとえば製鉄業や毛織物工業、の発展にとって不可欠である熟練労働力と ンクもこれと同じ議論をしているという。筆者の引用文解釈上の力点は、保護関税尋国内市場の保護・国内工業の育成と短絡

(戶) Robert C. Allen, International Competition in Iron and Steel, Journal of Economic History, Vol., XXXIX, No. 4.

前掲拙稿の付録資料を参照。

- (16) Allen, ibid., p. 924 アレンは「アメリカの低労働生産性は技術の誤まった選択を反映したものであったかもしれない」 もに高かったと主張しているかのように述べているが、これはアレンのミスリーディングである。 と示唆している。なおアレンは、ハバカクが製鉄業に関しても彼の仮説(後述)を適用し、資本・労働比率と労働生産性がと
- 18 も最も重要なクラフトとみなされていた。」 Habakkuk, op. cit., p. 131 et passim

(エア) Novack and Perlman, op. cit., p. 340. 「精錬工 puddlers は古くからいる最も自己主張の強い集団で、製鉄業の中で

- Erickson, op. cit., p. 19. 中川敬一郎氏はハバカクが熟練労働力を「手工業的熟練」と「機械工的熟練」とに明確に区別
- してないと指摘したうえで、前者の不足が綿工業の機械化を促したと把握されている。むろん本稿で熟練労働力という場合に ングランド産業革命と大量生産体制の発展(1、②)『経済学論集』 第二九巻第四号 同第三十巻第一号 一九六四年を参照さ は氏のいわれる「手工業的熟練」を指すのであって、氏がその役割を高く評価する熟練機械工ではない。同氏稿「ニュウ・イ
- (%) George R. Taylor, The National Economy Before and After the Civil War, in David T. Gilchrist and W. David Lewis ed., Economic Change in the Civil War Era, Delaware, 1965, p. 17.
- (云) Habakkuk, op. cit., p. 104; Novack and Perlman, op. cit., pp. 339—340; Porter and Livesay, op. cit., pp. 133— 136; V. S. Clark, Histoy of the Manufactures in the United States, II, p. 23. 「南北戦争中とその後の十年間鉄鋼業の 組織には重要な変化は何ひとつ起こらなかった」とクラークは述べている。
- Habakkuk, ibid., p. 76. 実際の数字も三割前後高かったことがアレンの資料でも示されている。 cf. Allen, op. cit.,

- p. 927, table 7
- (3) Habakkuk, ibid., p. 82
- (전) Habakkuk, ibid., p. 82
- (원) Habakkuk, ibid., p. 77
- (영) Novack and Perlman, op. cit., pp. 336—337.
- (전) Novack and Perlman, ibid., p. 337.
- (%) Novack and Perlman, ibid., 342—344
- (없) Kelley, op.cit., p. 352.
- Kelley, ibid., p. 405. むろんケリーの本心はこの点を強調することである。「イギリスの資本家はわれわれの高賃金の製 Kelley, ibid., pp. 369-370; U. S. Bureau of the Census, Historical Statistics of the United States, pp. 7, 56-59.
- 品価格への影響と、既存の関税とりわけ鉄関税がこの〔彼我の生産費の〕格差を補うのに不十分であることをいかに知悉して いた」ことか、とケリーは力説する。
- 持し、歓迎する」と発言している。cf. Erickson, op. cit., p. 15. カ鉄鋼協会の会合の場で「われわれは全世界からの熟練労働者並びに不熟練労働者、工業資本並びに経験の無制限の導入を支 はこれまでのところあがっていない」と述べている。Sharkey, op. cit., pp. 206—207. ウィリアムズは一八六五年にアメリ れしたことを取り上げてシャーキーは、「ヘンリー・ケアリーないし彼の弟子が労働者階級の代弁者とみなされたという証拠 ケリーが自著を献呈した保護主義哲学の教祖ケアリーの忠実な祖述者であるJ・ウィリアムズがアメリカ移民会社に肩入
- (3) Habakkuk, op. cit., p. 82
- 34 うに、高賃金を相殺するために、あくまでも高率関税の要求に固執する保護主義者の視野には技術革新によって生産性を高め るという選択の方向は入ってこない。Cf. ibid., p. 108 技術革新の必要性を取除いたかもしれない。」このハバカクの指摘はきわめて重要な意味をもつ。 すでに本節で 述べてきたよ Habakkuk, ibid., pp. 42-43.「仮にアメリカの関税率が労働力コストという指標に縛られていたならば、 関税の増加は
- (5) Habakkuk, ibid., p. 82.

- Novack and Perlman, op. cit., p. 338; Porter and Livesay, op. cit., pp. 133-136
- (%) Kelley, op. cit., p. 371.
- (38) 南北戦争が工業化の過程に与えた影響の評価をめぐって肯定説と否定説があることは周知のとおりだが、否定説を研究史 から批判する。この大きな見解のへだたりは一言でいえば戦後の産業構造の転換を反映したものである。*Report for 1869*, pp Thomas Brassey, Lectures on the Labour Question, London, 3rd ed. 1878, pp. 71, 238. Cf. Taylor, op. cit., p. 15 名な鉄道建設請負業者トマス・ブラッシーによる北東部の労働者階級の状態に関する観察結果もウェルズの報告と一致する。 44—50; Wells, Recent Financial, Industrial and Commercial Experiences of the United States, p. 487. イギリスの著 戦は実際のところ恵みであり、それによってこの国の繁栄はつゆほども滅じられなかった」とする保護主義者の見解を真向う 上最初に唱えたのがウェルズである。彼は労働者の実質賃金の低下を強調して、戦後の「繁栄は幻想」とまでいう。そして「内
- (ℜ) Kelley, op. cit., p. 285
- Edward C. Kirkland, Industry Comes of Age: Business, Labor, and Public Policy 1860-1897, New York, 1961. ギリシャ神話の Cassandra には不吉な出来事の予言者という転意がある。

五関税改革の思想史的意味と限界

三年恐慌が勃発しなければ、両関税法の成立は、守勢に立たされた保護主義者の巻き返しでしかなかったであろう。 (2) た。一八六七年の羊毛関税及び六九年の銅関税の成立をスタンウッドは保護主義の勝利と呼んでいるが、だがもし七 一八六六年に合衆国歳入特別委員に就任して以来ウェルズは内国税の改廃と関税改革に腕を振い大きな成果をあげ

七二年関税法では、紅茶、コーヒーといった消費財以外にも、生皮、ジュート、紙パルプ、硝石といった生産財が完 への関税率が約五割以上引き下げられ、銑鉄へのそれは製鉄業者の妥協で九ドルから七ドルに引き下げられた。続く 八六九年度報告書の公表以後、まづ七○年関税法で、紅茶、コーヒー、砂糖、糖蜜、ワイン、香辛料などの消費財

タウシッグのいう「大保護産業」関連の製品もむろん含まれている。(4) 品への関税が一律に一割引き下げられていて、この中には綿、羊毛、 全に免税扱いになっただけでなく、塩は五割、 一石炭は四割関税を引き下げられた。さらにその他すべての輸入工業製 鉄**、** 鋼、 金属、紙、ガラス、皮革などの製品

立させたからである。この七五年をひと区切りとして以後八三年までは関税史上特筆すべき変化はみられない。そこ(6) 意味をもち、そして、どこにその限界があったのかを最後に素描して小稿を閉じたい。 でこのつかの間の勝利に終ったウェルズの関税改革が、再建期前半(七三年恐慌まで)の政治・社会史の中でいかなる 加を図るために再び関税引き上げを余儀なくされ、七二年関税法の一律一割引き下げを無効にする七五年関税法を成

ということもできるが、結果的にこの勝利は「あまりにも未熟で短命」に終った。七三年恐慌のために議会は歳入増

両関税法の成立はウェルズの提唱する関税改革の方向にほぼ沿ったもので、「反保護主義者の最初の無条件の勝利」

プス、 貨収縮と正貨兌換への速かな復帰」を支持するJ・B・ブレイン、R・コンクリング、J・A・ガーフィー 導者の交替がそれである。 B・F・バトラー、 B・F・ウェイド、W・D・ケリーらの、 マ カロックの「通貨収縮と硬貨政策一般」に反対したT・スティーブンス、 シャーキーのいわゆる「超急進派」から、 W・フィ ルド、 J

ルズが一八六九年の年明けから積極的に関税改革に乗り出した裏には、客観情勢の変化がある。

IJ

通

への党内指導力の移行は、 S シャーキーがいうように公信用強化法こそ、「モリル、フェッセンデン、ガーフィールドといった教条的硬貨主 ・モリルら「新急進派」もしくは「穏健派」、及びJ・シャーマン、G・S・ボットゥエル 政府公債の正貨での支払いを約束した一八六九年の公信用強化法の成立によって確立され ら 「政治的急進派

D Ā

・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

完全に符節を合している。(9) 正貨兌換復帰の方向を目ざしていた、というのである。ウェルズの関税改革提唱は共和党内のこの通貨政策の変更と ある。つまり民主党が軟貨政策を来るべき大統領選挙の政策綱領に掲げた一八六八年夏以降、共和党急進派の大勢は(8) 義者と、一八六八年夏の風向きの変化を感じとっていた政治的急進派との同盟によってかちとられたもの」だからで

金本位制と自由貿易とが古典派経済学の準拠した「一対の柱石」であるとすれば、貨幣・金融政策の基本路線とし(19)

自由貿易)への関税政策の転換もこれに対応して当然日程にのぼらざるをえない。実際戦後間もなく関税改革の声は て、正貨兌換復帰(⇨金本位制の採用・一八七九年)を目ざす方向がはっきり打ち出されてきた以上、関税改革(⇨

共和党、民主党の別なく、西部の国会議員を中心にあがっていた。スタンウッドは一八七三年に恐慌が勃発する前ま かれていることを認識していたという。だから、シャーマンのような「政治的急進派」(日和見派でキャスティング ・ボートを握っていた)は、党内における自由貿易支持派(ガーフィールド=ウェルズの路線)の急速な台頭の気運 「機を見るに敏な保護主義者達」は保護関税のいま以上の引き上げを主張することが難しい状況に自分達が置

外の自由貿易主義者の関税改革運動の理論的、実践的な指針となったといえる。 共和党内での高率保護関税の見直しを図るきっかけとなったとすれば、一八六八年度・六九年度の両報告書は、党内 を決して見逃さなかった。一八六七年の羊毛関税法の成立過程における議会での法案審議(ウェルズ案の否決) が、

一八六九年度報告書が同年十二月に公表されると、W・C・ブライアントが編集長を務めるニューヨーク『イブニ

指導者で、北東部、とくにニューヨークの自由貿易運動のオピニオン・リーダーの一人であり、 ング・ポスト』が早速普及版を出版した。ブライアントはニューヨーク市に本部を置く「アメリカ自由貿易連盟」の(は) 『ポスト』はその情

宣機関紙であった。報告書には他に小稿で利用したコブデン・クラブ版もあるから、アメリカの内外でそれがいかに(エラ) 者のウォーカー父子、政治家C・F・アダムズとその弟で哲学者のH・アダムズ(ハーツのいう「挫折した貴族主義 反響を呼んだかがわかる。実業家兼エコノミストのE・アトキンソン、ジャーナリストのE・L・ゴドキン、 政治家ガーフィールドとフェッセンデン、これらウェルズと最も親交の深かった人々はこぞって賛 辞 を 呈 し

派=第三勢力でしかなく、関税改革は運動の柱にも入れられなかった。この運動そのものも最後にはブライアント(ミロ) 八七二年の共和党リベラル派の党刷新・行政改革運動 Liberal Republican Movement の敗北とともに一頓挫する。 を、ブライアントらが組織したものであると、指摘している。しかし、この自由貿易運動もしくは反独占運動は、一(3) 護関税、鉄道・電信会社の独占的経営、土地独占などを一般的に指す代名詞として使われている。アメリカ自由貿易(智) 事実はやがて独占の堡塁を打ち壊すであろう。」当時、自由貿易主義者によって「独占者」、「独占」という言葉は保い。(タン) ウェルズもアトキンソンらと加わったこの党刷新・行政改革運動において、彼ら関税改革派は党内改革派の中の少数 とつが製造業への保護政策にあるとして同じく自由貿易と正貨兌換を求める西部農民の運動と手を結び、反独占の闘 連盟の活動をはじめとして、南北戦争直後から関税改革を求めていた北東部の自由貿易運動は、輸出不振の原因のひ いを展開した。デストラーは、この反独占運動は都市部の労働者と西部の農民の間でもともと根強い反保護主義感情 とりわけ興味深いのウィリアムズ・コリッジの経済学者A・L・ペリー教授のウェルズへの私信における賛辞であ 「この報告書は来るべきわれわれの独占者に対する攻撃の際にはわれわれのバイブルとなろう。 (保護主義者)らとの妥協がもとで敗北する。(2) 報告書の中の

あ

のグリーリイ

・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

Ā

制と自由貿易に固執する理由は自明であり説明するまでもない。しかし、北東部の純粋に商業的な勢力など、 カ時代」の産業・鉄道・金融界の大立物、 たしかにアメリカ自由貿易連盟を後援した階層は、文筆家や学者、そして政治家以外には、 をスローガンに掲げてこれらの新興勢力、すなわち「独占者」の前で弱々しい声をあげていたにすぎない。 口 ックフェラー、 イギリスに製品を輸出する製造業者の代理商及び海運業者らであった。これら商業・金融利害が金本位 モルガンらにくらべれば物の数ではなかった。自由貿易運動の推進勢力は(33) クック、ヴァンダービルト、 ハリマン、グールド、ドリュウ、 ニューヨークの輸入業 「機会均等」、 カーネギ 一反独

ともまた理解されよう。(25) 握する)のイデオローグにウェルズやアトキンソンを見立てて敵視したことが、いかに的はずれであったかというこ に富むアナロジーだといえる。とすれば、(タイ) なっていた、というべきであろう。E・バリットがウェルズを「アメリカのコブデン」と呼んだのはその意味で示唆 業資本=製造業者、および独立生産者とが含まれていたのであって、ウェルズは実はこれら双方の敵と両面戦争を行 現わしつつあった右のような勢力と、ケアリー、ケリー、 して巨利を貧っていた、 ウェルズが関税改革を通して批判した「アメリカ体制」派の中には、日増しに大独占体、大金融資本として巨姿を たとえばカーネギーのような大産業資本家であった。(28) むしろケアリーが対決すべき敵は、彼の「アメリカ体制」 ケアリーが 「マサチューセッツ体制」 グリーリイらによってその利害を代弁されていた中小の産 (商・工・金融の独占体制として把 が育み、その保護関税を隠れ蓑に

和党員が共有した極端なまでの自由主義的個人主義という価値観の挫折であった。思想史家ホーフスタッターが 八七二年の共和党刷新・行政改革運動の終焉による自由貿易運動の挫折は、これらの運動を担ったリベラルな共

イングランド出身の知識人階級で、みな「自由放任の経済理論の教条的な信奉者であった」という。彼ら 自身 は、(タロ) ッグワンプ・タイプ」と呼ぶこのリベラルな共和党員は、ウェルズにしろアトキンソンにしても、その多くがニュー

「ニューイングランドの、さらにはイギリスの文化的理想と伝統」に自己のアイデンティティを見出すことはできて

で、労働者や農民、そして移民に対して産業化社会において生きてゆく希望を何ひとつ積極的に与えられなかった。(※)

- 独占、汚職、投機、貧困といった社会腐敗の症候群を知的特権階級としての立場から高踏的に批判する ばか り

ヴェブレンのいう「有閑階級」と同じで、産業の将帥の粗野と未熟さにただ眉をひそめただけなのである。小稿で取 り上げたウェルズの報告書にもこのマッグワンプの臭味が漂っていて、それはイギリス古典派経済学者と見紛うよう 一言でいえば、「何処から何処へ」というヴィジョン(思想)がこのマッグワンプには欠けていたのである。彼らは

な筆致で書かれている。

等主義的に与えるヴィジョン(ハーツのいう機会信仰)を含んでいたからである。(3) ョナリズムにまで結局昇華しえたのも、それがよかれあしかれ、万人に「アメリカの夢」を実現するための機会を平(3)

「アメリカ体制」がペンシルヴェニアのいちセクショナリズムたることを超えて、「アメリカニズム」というナシ

3 Stanwood, op. cit., p. 173; Herbert R. Ferleger, David Wells and the American Revenue System 1865-1870, p

Edward Stanwood, American Tariff Controversies in the Nineteenth Century, Vol. II, p.

Paul Studenski and Herman E. Krooss, Financial History of the United States, p. 169

2

1

- (4) Stnwood, ibid., pp. 183-184; Studenski and Krooss, op. cit., p. 169; Frank W. Taussig, The Tariff History of the United States, pp. 180-190
- D・A・ウェルズの関税改革と「アメリカ体制」

- Studenski and Krooss, ibid., p. 169; Taussig, ibid., p. 230
- (6) Taussig, *ibid.*, p. 191. タウシッグが指摘するように合衆国関税史は、大筋では政府の歳入状態との関連で関税水準が上 下する傾向を示す。Cf. ibid., p. 230.
- (r) Robert P. Sharkey, Money, Class, and Party, pp. 77, 279—282

8

Sharkey, *ibid.*, pp. 280—281.

- 9 本稿第二節を参照。
- 10Sharkey, *ibid.*, pp. 281—283.
- Taussig, op. cit., pp. 178, 180.
- Stanwood, op. cit., pp. 177, 181.
- 13 Ferleger, op. cit., pp.281—283 Taussig, ibid., pp. 175-178.
- り、数のうえでは保護主義派の新聞を圧倒していた。この運動の観念論的・非大衆的な性格を示すもの とい える だろ う。

『ポスト』以外にも『タイムズ』、『ネイション』、『ワールド』、 といった北東部の有力紙は自由貿易を支持する論陣をは

- Ferleger, ibid., pp. 108, 147; Walter T. K. Nugent, Money and American Society 1865-1880, p. 58.
- (17) Ferleger, ibid., p. 277.

(6) Ferleger, *ibid.*, pp. 274—275.

- (22) Chester McArthur Destler, American Radicalism 1865—1901: Essays and Documents, New London, 1946,
- (2) Taussig, op. cit., p. 189
- of an American Liberal 1827—1905, Cambridge, Mass., 1934 (Reprint edition, 1972) pp. 88—91. が詳しい。その他 Destler, ibid., p. 5. The Liberal Republican Movement of 1872 リランドゼ Harold F. Williamson, Edward Atkinson: The Biography

Destler, op. cit., pp. 5–6; Stanwood, op. cit., pp. 170, 175–177; R・ホーフスタッター『アメリカ現代史』(清水知久

- 他訳 みすず書房 一九六七年)などを参照。
- (2) Destler, *ibid.*, p. 6.
- Ferleger, op. cit., p. 235; ホーフスタッター『アメリカ現代史』一二五―一三一頁

(24) Ferleger, ibid., p. 234. コブデンの自由貿易論にみられる「観念論的性格」を 指摘した 毛利健三『自由貿易帝国主義』

- 東京大学出版会 一九七八年 第一章第三節を参照されたい。
- (25) 宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』御茶の水書房 一九七一年 三三二―三四〇頁を参照。ニューイングランド産業革 命と中西部産業革命とが系譜的に断絶していることをおそらく最初に指摘した中川敬一郎氏の前掲論文は、「あとがき」にお
- る、というこの時期の保護主義の性格を理解するうえで示唆的な指摘を行なっている。 いて、一九世紀後半に入ってから斜陽化したニューイングランドの綿業資本家が連邦政府の関税保護を強く求める よ う に な
- (26) L・M・ハッカー『資本主義の勝利』(中屋健一・三浦進訳 東京大学出版会 一九五三年)下二八九頁。ハッカーはカ ーネギーにとっては髙率関税は「小さな役割」しか果さなかったという。
- (27) ホーフスタッター 前掲書 一三〇頁。セリグマンは「ウェルズは最後まで極端な個人主義者であり、自由放任の提唱者 であった」と評している。Cf. Encyclopaedia of Social Sciences, Vol. 15, p. 402.
- (28) カークランドによればウェルズは「資本家以外の他の利害、たとえば農民や労働者までもが熱にうかされた よ う に 保護 〔関税〕にかかずらうようになってしまったことにしばしば落胆の様子を見せた」という。 Edward C. Kirkland, *Dream*

and Thought in the Business Community, 1860-1900, Ithaca, 1956, p. 125.

- in the Civil War Era, p. 89; L・ハーツ『アメリカ自由主義の伝統』(有賀貞・松平光央共訳 有信堂 一九六三年)をあ わせて参照されたい。 Louis Hartz, Government-Business Relations, in David T. Gilchrist and W. David Lewis ed., Economic Change
- 〔30〕 「『このわれわれのアメリカ的なシステムってものは』と彼は怒鳴った。『アメリカニズムと呼ぶものだ。資本主義と呼ん で俺たちみんなに大きな可能性を与えてくれるものなのだ』」。ジョーン・ロビンソン『社会史入門』(佐々木斐夫・柳父圀近 でもいいし、何とでも好きなように呼べばいいけれど、もし俺たちが何か両手でつかまえようとベストをつくせば、それだけ - みすず書房 - 一九七二年)一四五―一四六頁に引用されているアル・カポネのインタビュウに応えた発言。